

令和5年度
飲食店等における受動喫煙防止対策
の現状調査の報告書

令和5年7月実施
盛岡市保健所健康増進課

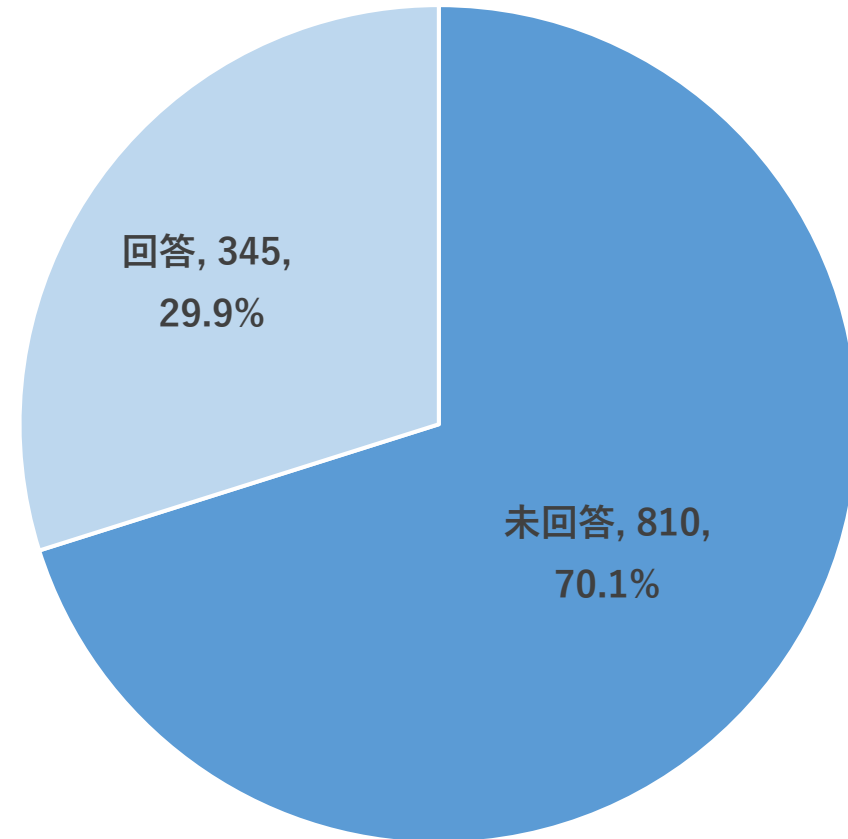
回答率

調査対象 1155事業所

未回答 810事業所

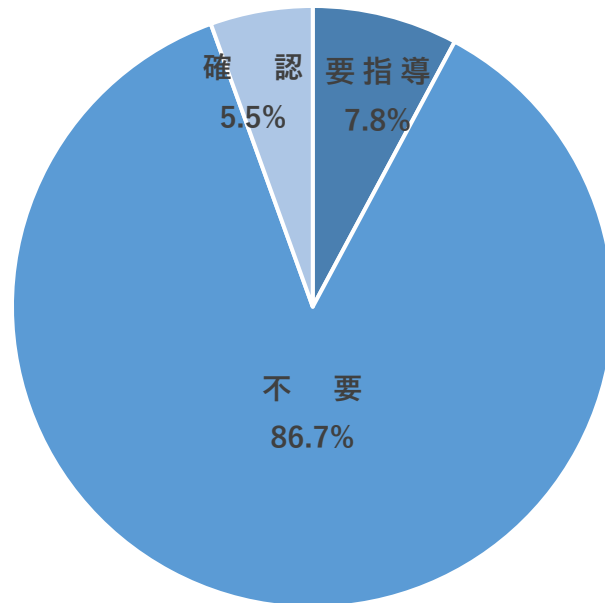
回答 345事業所

回答率 **29.9%**



助言指導(2次調査対象)の判定

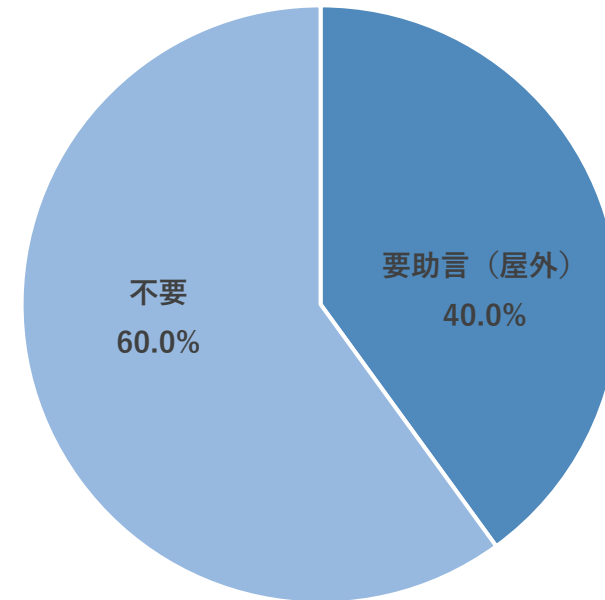
屋内



【屋内】要指導内容

- 31 喫煙可能な場所における標識の未掲示
- 14 喫煙可能な場所における20歳未満の立入
- 4 喫煙可能な場所における標識掲示内容の不適合
- 4 特定施設における喫煙禁止場所での喫煙
- 2 喫煙可能な場所としての基準不適合

屋外

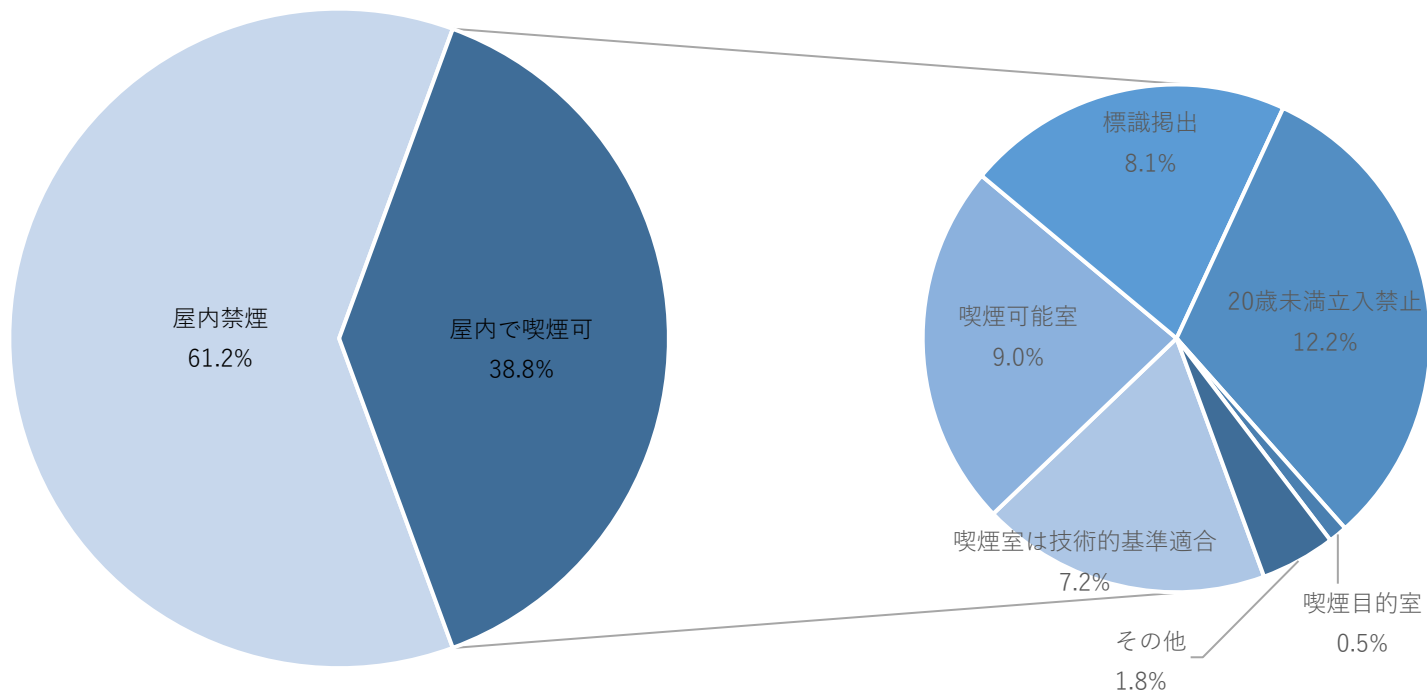


【屋外】要助言内容

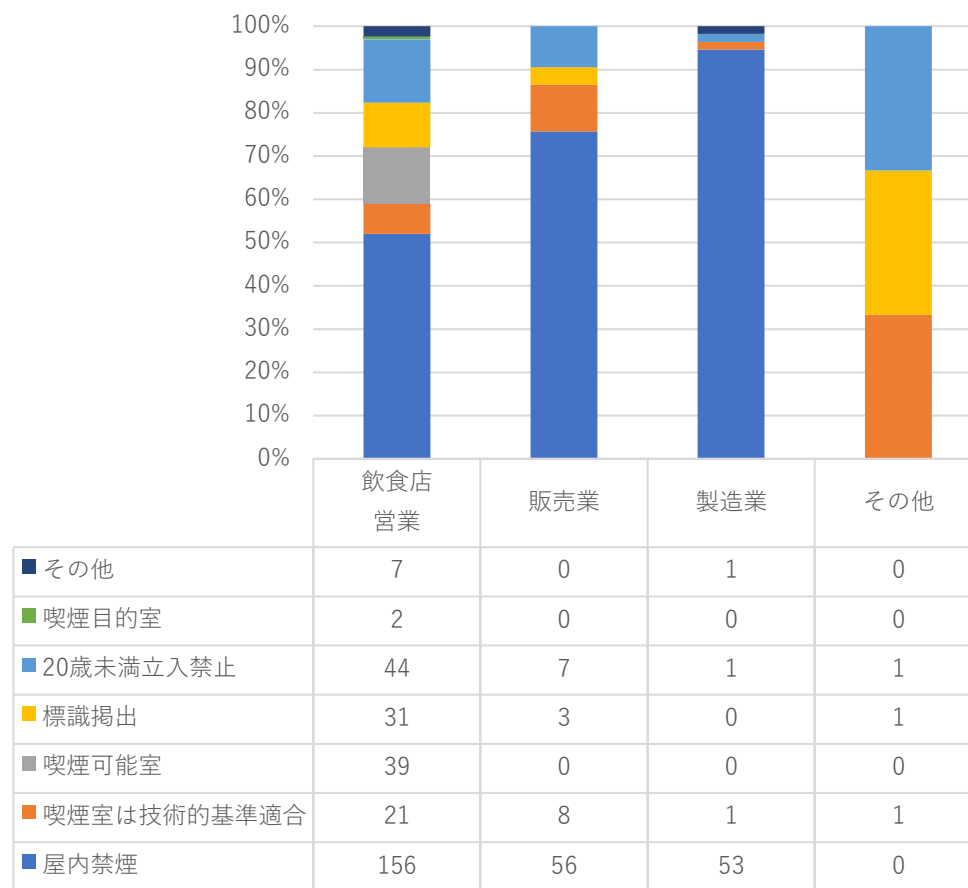
- 50 密集や公道から離れている
- 69 建物内にたばこの煙が入らない場所
- 8 その他
・お客さんの判断にまかせている、
・24時間営業のため灰皿は出したまま 等

問1 屋内の喫煙場所の状況について、該当するものすべてに を付けてください。

問1 屋内の喫煙場所の状況（複数回答）

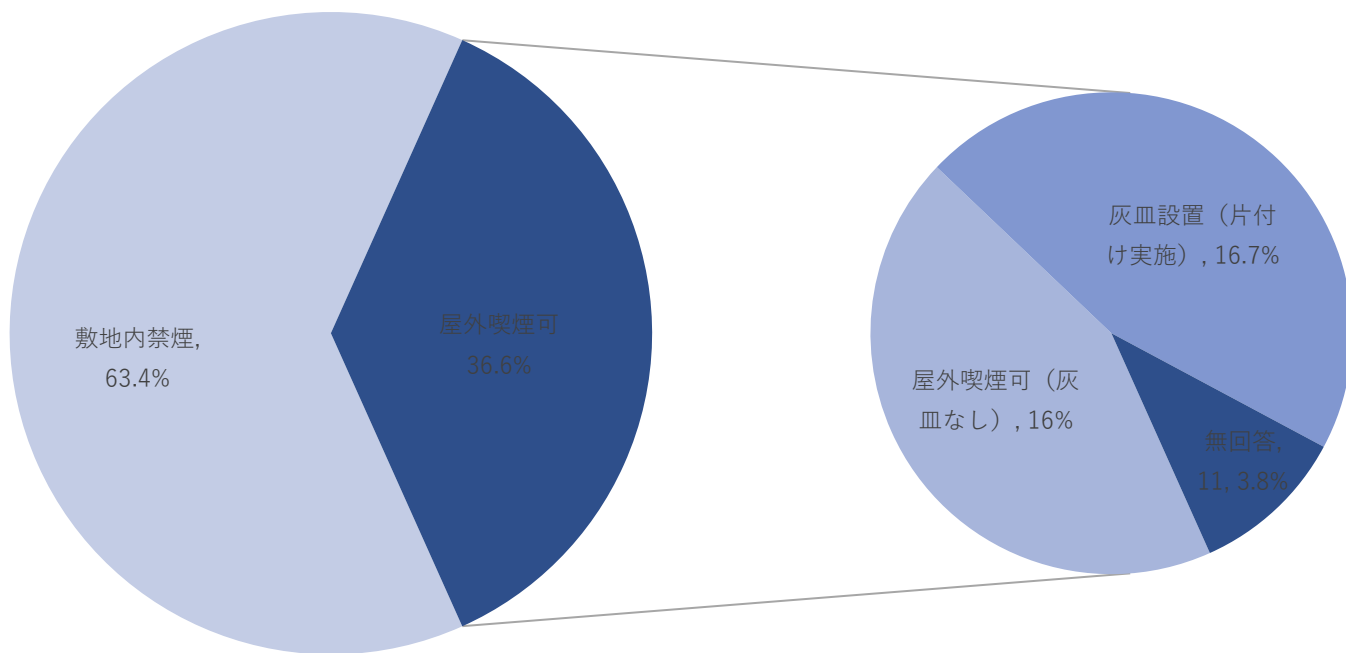


クロス集計：業種別屋内喫煙場所の状況

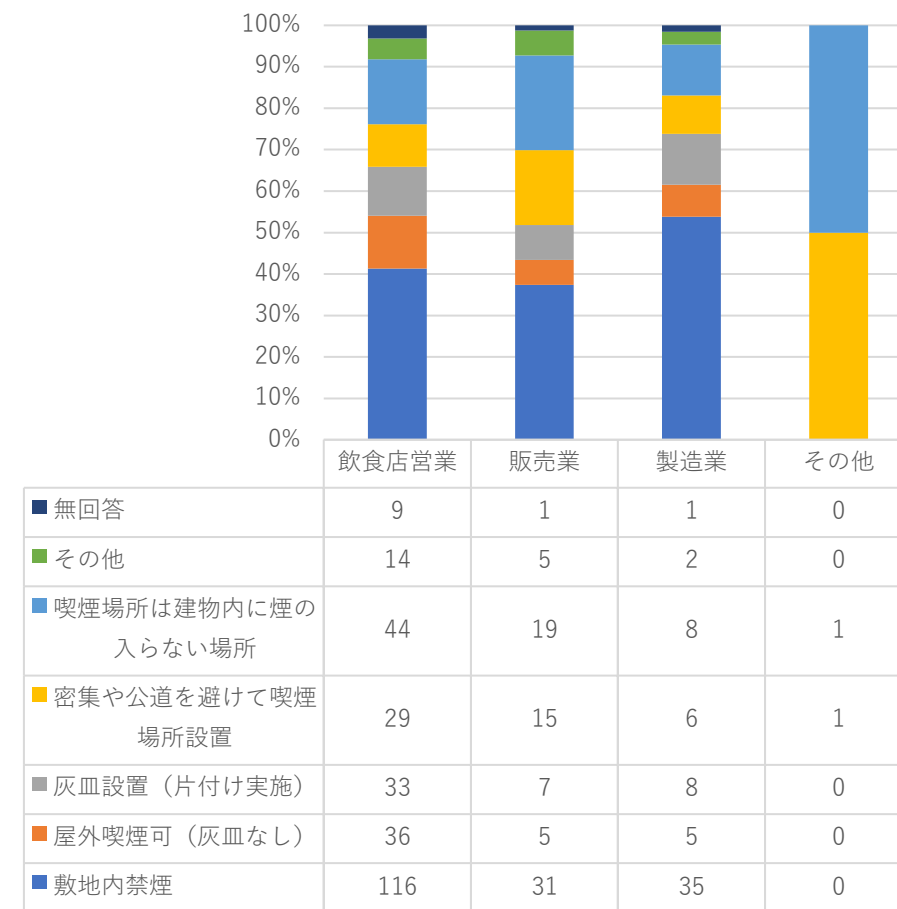


問2 屋外の喫煙場所の状況について、該当するものすべてに を付けてください。

問2 屋外の喫煙場所の状況（複数回答）

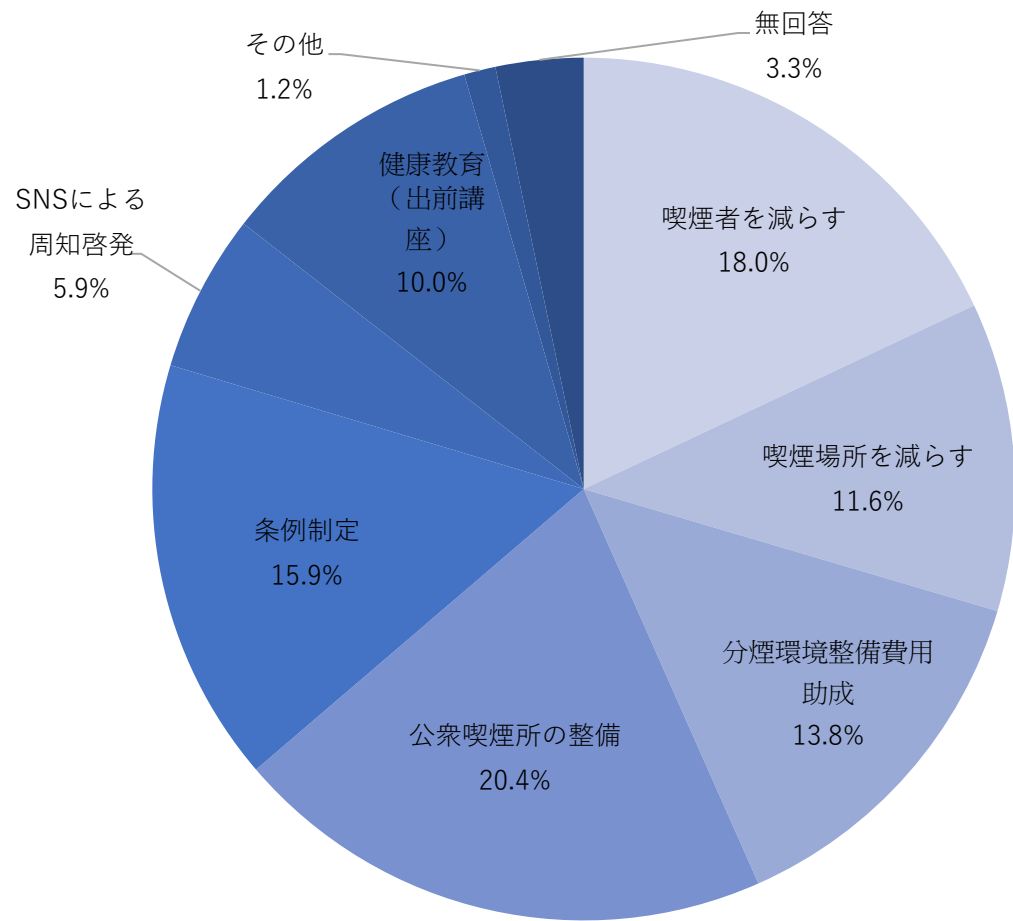


クロス集計：業種別屋外の喫煙場所の状況

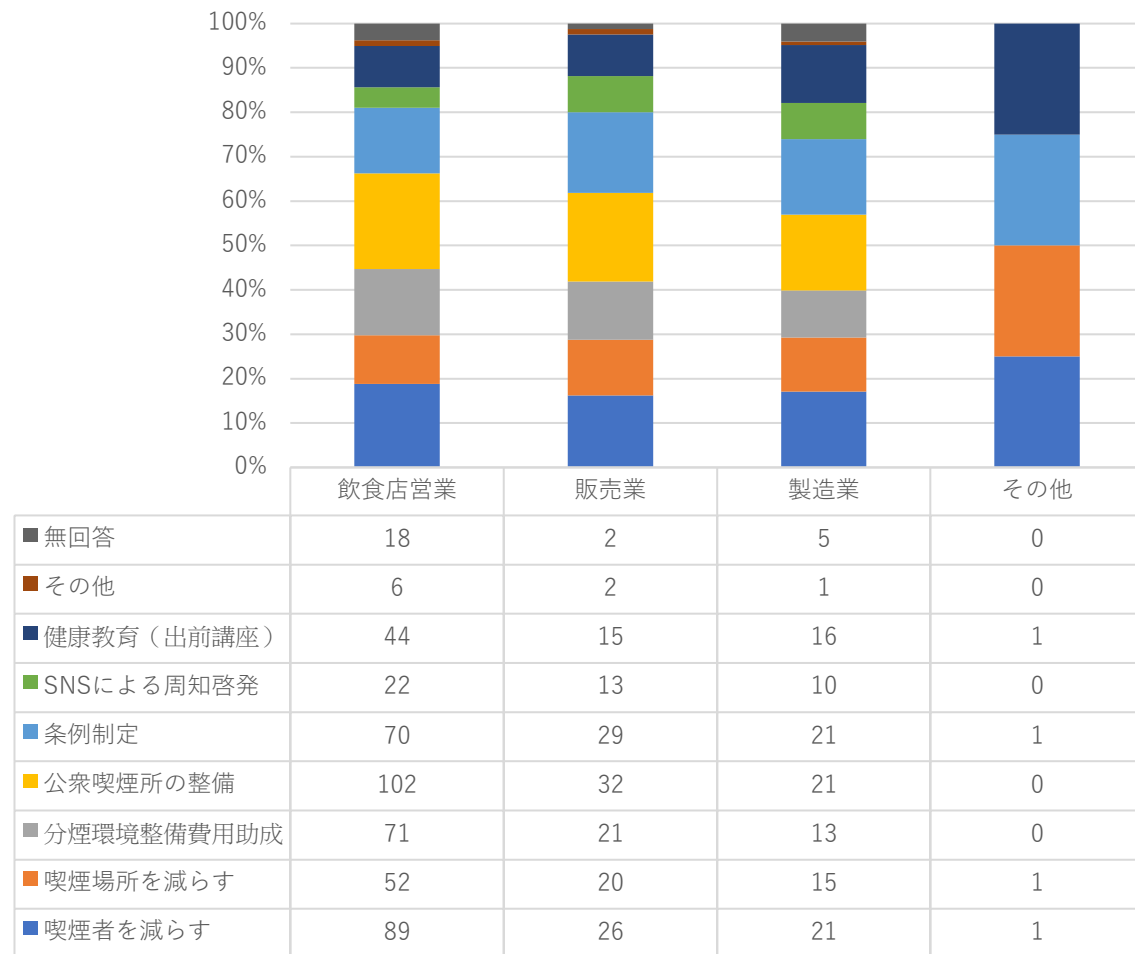


問3 受動喫煙を減らすための取組として必要だと思うものすべてに を付けてください。

問3 受動喫煙を減らす取組（複数回答）



クロス集計：業種別受動喫煙を減らす取組



問4

受動喫煙防止対策に関することで御意見があればご記入ください。

たばこの価格について

- ・喫煙者の全体数を減らすため、タバコの価格を引き上げる。・県や市の条例を新しく作ったほうが早い気がする。また、タバコの価格が上がる度に吸う頻度も少なくなっているし、本当に辞めようと思ってる人は物価も上がっているのでタバコの優先順位が低い可能性がある。国で価格をあげるのもいい方法。
- ・たばこの価格をもっと高額にするしかない。それか、全てのお店、業種、関係なく法律で店舗内（事務所）など一定の空間屋内を禁煙にしまえば全てが禁煙との認識になり店側もお客様も楽。
- ・中途半端なタバコ税をしないで1箱2,000円なり、3,000円位にすれば良い。
- ・タバコ税を上げて、1個1000円以上にする。
- ・「受動喫煙防止対策税」を制定して、タバコ税に上乗せをする。

分煙環境について

- ・中津川沿い、旧県民会館周辺に喫煙者が多くとても良くないと思う。公衆喫煙所を整備したほうが良いのではないかな。
- ・分煙意識の浸透が進んできているので喫煙所の整備を進めるべき
- ・歩きながらは見なくなったが、多くは灰皿のある所で吸っているので整備が必要ではないかな？
- ・喫煙場所を増やして、歩行中の喫煙防止をはかる。
- ・公衆喫煙所を設けないと路上喫煙とポイ捨てがどんどん多くなってくる。
- ・喫煙場所をなくしてしまうとルール無用で吸う人が現れる。完全禁煙ではなく完全分煙を目指すべきと考える。

喫煙者マナー

- ・市役所県庁東警察署中央郵便局周辺の歩きタバコがひどい。
- ・飲食店より歩きタバコや灰皿のない所での喫煙ポイ捨ての方が問題が大きい（モラルのない人）
- ・お互い過度にならないようにする。喫煙行為によるゴミマナー（タバコのポイ捨て）の方に力を入れてほしい。
- ・敷地内禁煙にしてもマナーの悪い人が多く、他のお客様や近所からのクレームが多く困っている。マナー違反に対しては罰金など強い姿勢が必要。
- ・くわえたばこ（歩きながら）をやめるとよい。相当減っているし良くなっている。喫煙場所が多いといいのではないか。

受動喫煙について

- ・屋外に喫煙場所があるため、通行する際の受動喫煙が不快なことが多い。歩きタバコ（禁煙場所が増えた分）が怖い。
- ・喫煙者達の受動喫煙に対する意識を上げる必要がある。喫煙所で吸っていれば煙が何処に行っても構わないではなく、周りの人や煙の行き先、風向きなども気を遣うよう、公衆が必要。免許制の導入も効果的か。
- ・店の出入口に喫煙所を置いているところも多いが、通らないと入れないのだから辞めてほしい。子供に吸わせたくない。
- ・たばこが嫌な人にとっては、たばこの煙は辛いものだが「たばこ臭いです。止めてください。」とは言い難い。嫌な人の立場になって行政の方で対策して欲しい。

その他

- ・喫煙者がいなくなると困る方々もいるとので、上手に共存していく必要がある。
- ・飲食店は全店舗禁煙、と統一することが望ましい。先進国として遅れている。
- ・禁煙になるならもう来ないという方や、外に灰皿を設けても寒い冬は出たがらない方、死活問題になりそうで中々禁煙に踏み切れない。飲食店では少しずつでも喫煙者を減らすこと以外には厳しい問題。
- ・歩きタバコ全地域禁止にして欲しい。
- ・お客様に煙草の害の恐ろしさの話を聞かせている。
- ・人体に影響を及ぼす煙草は販売しなければ良い。アイコスも同様。匂いがとても気になる。
- ・テナント全体での啓蒙も必要。
- ・吸っている人に、加害者である認識を持たせる、何かしらの取組は必要。

まとめ

- ・ 問1回答より、屋内に喫煙場所を設けているのは、従業員数又は利用者が多い事業所である傾向が見られた。喫煙者がいない場合も考えられるが、個人事業者は、喫煙専用室設置の技術的基準（壁等による区画、風速測定）がハードルとなり、店舗規模や費用面を考慮すると設置が進まない事が予想された。
- ・ 飲食店は、半数近くが屋内喫煙可能な店舗であった。「喫煙可能室」が適用されない2020年4月以降オープンの飲食店でも「喫煙可能室」として営業していた店舗もあり、改正法による喫煙室設置基準周知の難しさが露呈した。
- ・ 屋外喫煙については、業種別の傾向は見られず、事業所立地、事業所規模により状況が変わると思われる。
- ・ 受動喫煙を減らす取組についても、業種別の傾向は見られなかった。その中で、約20%が「公衆喫煙所の整備」約14%が「分煙環境整備費用助成」と回答し、34%が分煙が必要と回答した。また、条例制定については約16%が必要と回答した。

今後について

- ・改正法に基づく喫煙場所設置等について、飲食店関係団体へ周知啓発を行うことで、喫煙環境の改善をはかり、受動喫煙を減らす取組につなげる。
- ・新規事業者に対して、事業所オープン前に改正法に基づく喫煙場所設置等について啓発し、喫煙禁止場所での喫煙防止をはかる。
- ・屋外の受動喫煙防止対策については、SNSでの周知啓発を継続する。
- ・受動喫煙に関する調査を行い、条例制定について検討する。